

## 令和5年度 市役所通り周辺屋外公共空間等活用推進業務委託仕様書

### (適用範囲)

本仕様書は、川崎市（以下「甲」という。）が受託者（以下「乙」という。）に委託する「令和5年度 市役所通り周辺屋外公共空間等活用推進業務委託」（以下「本業務」という。）に適用する。

本業務は、川崎市契約条例、同規則、委託契約書及び、本仕様書に基づいて実施するものとする。

### (業務目的)

川崎駅周辺は、駅を中心に都市機能集積を進めており、その効果を東口全体に波及させるため、都市の骨格を形成する市役所通りを中心に、公共空間等を活用した回遊性の向上や、滞留空間づくりに向けた取組みを推進する必要がある。

なお、市役所通り周辺は、今年度新市庁舎が運用を開始することから、これを契機に新たなワークスタイルや、周辺施設と連携した公共空間活用を発信する絶好の機会となっている。

今回の業務では、コロナ禍を経た働き方の多様化等を踏まえ、屋外公共空間を活用したワークスペース等の滞留空間づくりを試行的に行い、多くの市民の方や事業者等に参加頂きながら、賑わいの創出や地域経済の回復を加速化するとともに、社会経済活動の一層の活性化に寄与することを目的とする。

### (業務内容)

本業務の内容は、次の（１）～（４）のとおりとする。詳細については、甲乙打ち合わせによるものとする。

#### （１）屋外公共空間の活用検討

ポストコロナで注目されている屋外空間活用によるニューノーマル普及促進として、多様な人々が行き交う稲毛公園と新市庁舎を対象に、市民や事業者を巻き込みながら、人、モノ、情報、時間を共有するハブ拠点づくりや、新たなワークスタイル、その他複数のアクティビティに関する検討を行う。

- ① エリア全体のコンセプト作成
- ② ゾーニング、什器等配置計画、什器等の仕様の検討等
- ③ ネーミング、ロゴ、サイン等の検討及び作成

#### （２）屋外公共空間の活用の実証実験

上記（１）を踏まえ、稲毛公園と新市庁舎を対象に、什器等を配置しながら、新たなワークスタイル、その他複数のアクティビティの実証実験を行う。

- ① テーブル、ワークデスク、ベンチ、ミーティングブース等の準備、配置
- ② 実証実験の実施（意見抽出のためのワークショップ【11月頃に短期実施】及び、11月のワークショップでの意見を踏まえた実証実験【3月頃に約1か月間の実施】）

(3) 実証実験の運営及び意見の抽出を踏まえた課題等の整理

公共空間における実証実験に関する広報等を行うとともに、ワークショップ等を開催しながら、参加者及び地域の方等の意見等を抽出する。

- ① 実証実験に関する広報の企画及び実施
- ② 実証実験に合わせたワークショップ及びアンケート等の実施

(4) 報告書作成

本業務の実施内容を報告書としてとりまとめる。また、報告書の内容に疑義や不足等がある場合、甲は乙に修正等適切な対応を求めることができる。

- ① (1)～(3)に関する報告書の作成
- ② 写真及び動画の撮影、アーカイブ映像の制作

**(実施計画書)**

乙は、契約締結後速やかに甲と十分な打合わせを行い、業務着手届、業務実施計画書（業務概要、工程表、組織表など）を提出し、甲に承認を得なければならない。また、業務実施計画書の内容に変更が生じる場合、乙は、変更内容について甲と協議を行い、甲に承認を得なければならない。

**(契約期間)**

契約締結日から令和6年3月31日までとする。

**(各種法令等に関する手続き)**

本業務の遂行上、必要となる各種法令等に関する手続きは、乙が行うものとする。

**(貸与資料)**

甲は、本業務の実施にあたり、必要に応じて乙に関係資料を貸与するものとする。乙は貸与された資料を、甲の許可なく他の目的に使用したり、第三者に譲渡したりしてはならない。また、貸与された資料は、業務終了後、速やかに返却するものとする。

**(報告の義務)**

本業務の遂行中、適宜、乙より進捗状況を報告するものとする。

**(損害及び危害)**

乙は、本業務の遂行に際し、他に損害及び危害をおよぼさないようにし、損害を与えたときは、乙の責任において処理すること。また、近隣住民などから苦情等があった場合は、乙において丁寧に対応するものとし、その結果を甲に報告すること。

**(疑義)**

本業務を遂行するにあたり、疑義が生じた場合は速やかに甲とその内容について協議するものとする。

**(秘密の保持)**

乙は、本業務遂行中に知り得た情報を甲の許可なしに、他の目的に利用してはならない。

**(成果品の帰属)**

本業務で得られた成果品は全て甲の所有とし、甲の許可なしに他の公表、貸与、使用をしてはならない。甲は、成果物等のすべてについて、業務に必要な範囲で改変し、または二次利用する権利を有するものとする。

**(成果品)**

成果品は、次の(1)～(4)のとおりとする。

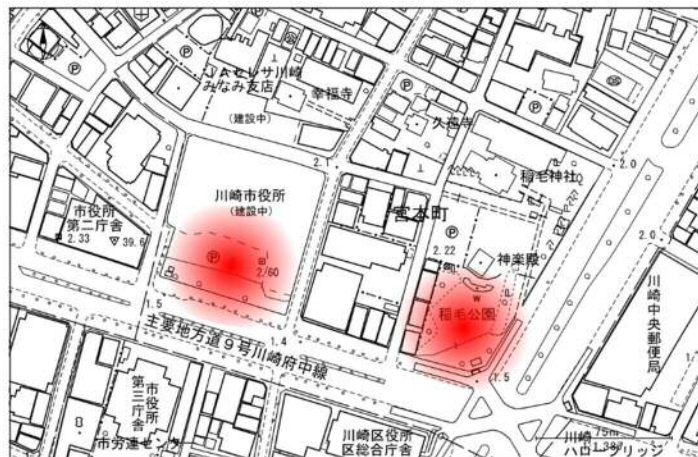
- (1) 報告書 1部
- (2) ワークショップ実施結果 1式
- (3) 写真、動画、アーカイブ映像 1式
- (4) (1)～(3)の電子データ 1式

**(その他)**

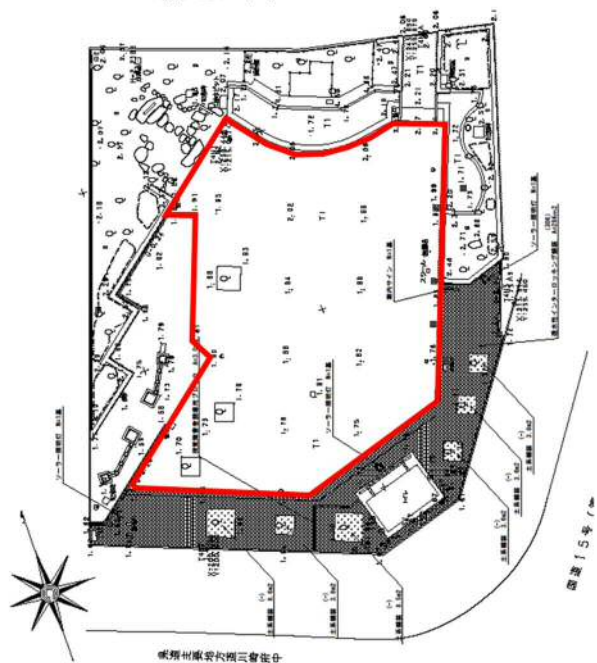
やむを得ない理由により、業務の内容等に変更が生じる場合には、本業務の内容や契約金額等について甲と乙で協議を行い、変更契約等の手続を行うものとする。

# 別紙

令和5年度 市役所通り周辺屋外公共空間等活用推進業務委託 履行場所



稲毛公園



新市庁舎前

